

毎週火、金曜日発行(但休日に当ると、(翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次
◇規 則 鳥取県行政組織規程の一部改正

規 則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十一号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「総務部に次長を、」を削る。

第十七条第四号中「次長、」を削り、「部、課又は局の」を「課又は局の」に改める。

第五十条第三項中「庶務係、種畜係、」を「庶務係、種畜第一係、種畜第二係、」に改め、第四項中「鳥取県有畜営農指導所 東伯郡中山町」及び「鳥取県米子ふ卵場 米子市」を削る。

附 則

この規則は、昭和三十五年九月一日から施行する。